しゅうにゅうこくざいりゅうかんりちょう にゅうかん 出入国在留管理庁(入管 Immigration Services Agency)からのお知らせ

入管にはたくさんの人が集まります。新しいコロナウイルスが、日本で広がらないようにするために、入管に書類を出すときの特別なルールを作りました。

(例) 1 いつものルール →特別なルール

今の「在留カード」に書いてある在留期限より、長く日本にいたいときは、 さいりゅうきばん す 在留期限が過ぎる前に、入管に行って、書類を出します。

→ 今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から3月31日までのときは、「在留カード」に書いてある在留期限から1か月が過ぎる日までに、入管に行って、書類を出すことができます。

日本で赤ちゃんが生まれたとき

- * 赤ちゃんの国籍が日本ではない
- ・生まれてから60日より長く日本にいる
 ときは、生まれた日から30日以内に、入管に書類を出して、
 生まれた日から60日以内に、「在留カード」をもらいます。
- \rightarrow 赤かっんが、2020年2月1日から3月1日の間に、生まれたときは、生まれてから61日旬の1か月後までに、入管に行って、書類を出すことができます。

す まえ にゅうかん い しょるい た 過ぎる前に、入管に行って、書類を出します。

★ 在留期限を長くするために必要なことや赤ちゃんが生まれたときに必要なことは、 「生活・仕事ガイドブック」を見てください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062,html

がいこくじんざいりゅうそうごう りょう きん 外国人在 留総合インフォメーションセンター (月~金 8:30~17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、外国から)

ちほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく地方出入国在留管理局

^{さっぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく} 札幌出入国在留管理局 TEL 011-261-7502

thだいしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 仙台出入国在留管理局 TEL 022-256-6076

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 東京出入国在留管理局 TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、外国から)

横浜支局 TEL 045-769-1720

な こ や しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 名古屋出 入 国 在 留管理局 TEL 052-559-2150

> こうべしきょく 神戸支局 TEL 078-391-6377

ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411

たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5852

ふくおかしゅうにゅうこくざいりゅうかんりきょく 福岡出入国在留管理局 TEL 092-717-5420

> ではられる。 那覇支局 TEL 098-832-4185